

11 番

市会に少し私に同意の対し、誤解されたいと思つた。私は信を伺つた。信を伺つた。此の言の意味は言つた人によつて異なる。

市会に今度の発言、或は態度、或は言つたこと、その内から意見の中より、私はそれを確認したいと言ふことである。

これは議会の信を伺つた。議会が意見を伺つたと言ふ場合は、これは当然検討される(よう)。

しかし、今度の市会の態度、私はおぼろしい。その言は、この合併、大きな事業は自分の地位、自分の地位、厳然といつた人によつて、この問題は解決しないと言ふことは、これも考慮に入れたい。

これは大の事業をすれば、相手も輸入しないこと、合併しないこと、一応やり出すと言ふことは、

これはあるならば、自明の事であると言ふこと、これは、今度の市会発言の中からは、

知り得ない。一応それを確認したいと言ふこと、これは、

私の信賴、期待は、それが果して立派な人であると言ふことは、今確認したいと言ふことである。

市会

それら合併は必要であると言ふことである。

11 番

と言ふことは、今度の市会の発言は、これは、言つた言ふ言ふ、私の一番心配は、これは、

税務報告

希望は10%目標を以てせいであります。昨
 の場合どうもこの30%と申しました。去年度の例
 えば、この5月末現在の件数を以てせいであり
 ます。その場合、前年度の5月末現在の徴収率と
 比べたら、この30%と、前年と比べたら
 少ない。これは今月のことで、後いくると
 なるに不足です。その結果は本年度の年
 間の人は、どうも集計は17%とせいであります。
 (聴取不能)

19 番

これは53%です。

税務報告

理年度、過年度、滞納分というふうな3つに分
 けておいて、それぞれです。2月末現在の
 59.20%です。この割合に対する徴収率です。

19 番

これは34%です。これは平均年度末、2月
 末現在のことは、これは47%です。次の期分の
 滞納は、4月15日までに70%です。片
 方の結果は、40.80%が未徴収だと言います。こ
 れは70%です。これは完全に消化された。こ
 の目標は、どうも同じくです。どうも同じく
 あります。

税務課長

これについては、是非努力をしよう。100%徴収
をこの努力をしようと思っております。

19 番

これに対する啓蒙活動は、これがどう言う
標の方法は、これだと言われれば、それが有りやしない
と聞かされたらと思っております。

税務課長

これについては、個々ごとによります。例
えば行政事務連絡の場合には、そうである
という事は、自治会長さん方が協力を得たり
する方法によります。

19 番

あつたところは、自治会長さんごとによ
り事務委託と言った形になります。市民税の徴収を依頼
しているところがある。自治会長さんが十分
説明はしてくれない。解りない人だと言った市民の
らから言われる。その場合には、先程も全体
的に案内の申からは、市民相違量もあつた。設
置する人が10人だと言ったも聞かされた
と聞かす。その理解が行かぬと言った場合は、
その説明は、この申した課長といたす中、その
区長は相違量から言つた、その課長があ
つた。一応は、その言った説明を、その課長を
して市民が要求するならば、その言った課長も、
あつた。

税務課長

1日のごさひです。

19 番

課長といたしません。これはその内の中了税帳
の事です。これはその問題をいす中。自治会も。或
は書部がいます。1日ご講習会を十分市民に説得
して行く事をいす中。理解をいす中。出来ると考へて
おりました。

税務課長

その辺の難しい問題にござります。中味は
十分説。行なわれるにはどうも。又はは
その書部さんでして。子供でござります。

19 番

それから私が申し出て行くのは。関係課の職員
の場合にいます。毎日の業務にありです。これは
いす中。十分税帳の係と考へて。あ。言う
べき。と考へて理解を出来るといす中。どうも
いす中。その自治会にいらして自治会も或
は書部の方にはいます。毎日の業務が専念して。これは
いす中。ありとせん。外のことはござります。703課
にいます。その場合にいます。1日いす中。と考へ
ています。今後その採る方法にありと考へ
ています。それと同一の採る得帰の時は。は。
同一の現象が。あ。3と考へて。5と考へて。

市 長

一 前日程の都合が有りまして、二つからやり直し
の。日曜日には決まらずに、二つから
休日は決まらずに伺うのが都合が有りまして
此の旨を承知の上の場合、細程懇談会を
したい。おんた方々都合もあつた。休日
休日はおたがひに話し合つていただく。12
休日は休むと云うこと。日を決定
していただくと思つて可い。

19 番

今市長の答弁の中へは、自治
会長の決まらずに決まらずに決まらずに
答弁の趣意が、決まらずに決まらずに
中へ事務委託をいたす。その内容に
関しては、先程は又程度に拘束する
と云ふ。その旨を答弁させていただきます。

市 長

事務委託に關しては、その旨を
自治会に。あつた場合は有り可い。
事務委託の場合に關しては、集
まる人々、自治会長の初年度は
今度の集まること。と云うことが
可い。

19 番

その旨を。おんた方々。おんた方々。
おんた方々。おんた方々。おんた方々。
おんた方々。おんた方々。おんた方々。

議 長

再開の日は(午後5時3分)

議 長

時間を少し延ばしお話しください。尚潔明藤に
お礼申し上げます。

議 長

次は7番の(2)の那細分地料について。その(3)の市長の政策とその成果についての内容を申し上げます。

7 番

(2)の那細分地料について。その内容は、
は単用地。地帯は非常に中心を持っており、その
意向を申し上げます。御答弁をお願い致します。
申し上げます。単用地内の臨時土地調査によります。坪数の
変動が大きいと思っておりますが、その確定はどの様に
なりますか。

税務課長

お答えします。これは単用地の新増建が
その認識としましては、今のところは変動
が大きいと思っております。

8 番

各個人開覧は2-3年前ぐらいに終了してしま
います。

をいふ称はす。軍の方の御通全体が完了しない限り、この認めは款にはないといふ称はす。すなわち認めはありといふと思ひます。

乙 番

これは登記所に付いたすなわち確定地種は旧地種のみです。

片段に付同いします。すなわち確定はこれといふといふ称はす。若し地種の確定がある。地種の変動が生じた場合は、今までの借賃料、その旨義務はとてありす。坪数が多しの場合にはわ

固定資産調査

軍用地の地種の変動が生じ、又その地種が多くなつた場合にすなわちこれといふす。これは土地調査とは別です。例としてその誤謬訂正、分割とかいふことと思ひます。しかしその言つた場合は、あらかじめ軍のD、Eの認可をす。訂正する称はすといふありす。軍のD、Eが認可すれば、それ等のリストを訂正した地種もそれ等に変更されたといふことになりす。

乙 番

これは軍が認めれば、その旨といふ人です。その坪数の誤差、那部分地種の関係はどの程度か関係します。その中の個人といふ地種が多くなつた場合、当然その分は請求する権利が生じる部になります。

助役

二これは不申、いさゝかのヤスガ考えり申す訣
不申。例之は滅失地域不あり。いの中る土地所有
権申請の場合に、申請主申すといふたゝめ、なく
たゝた場合、その土地がと二〇〇〇土地にうつり
いさゝ場合不申す。二これは当然同連つてくつてい
う人の土地から合符。新しく土地も生じれる訣不
不申。二これは市々人の関係もさう人下可。

八 番

二これは合筆にさす訣

助役

二これは結局、その裁判者のと誰れか。

八 番

新が言ふのは不申す。合筆にふい生じたり
又さくし不申す。新しく。

助役

いひ、不からその新しくという方が不申す。例之
は、所有者、誰も申告しなかつた。誰も所有者が
いさゝから、無地番、いの中る有地番附さすといふ
るが無地番地といふ個面上にありと二す。有地番
地。権利が生じ不の場合には、当然無地番賃賃
料の中。その地料に相当する分は、市が考へて
いし訣不ありとす。二これは当然市が払わ
すはれは、いさゝ。言ふ二七。さしとすはれは、
いさゝ。いさゝ。二は、新し。土地の築地と云ふ二と

本 次

市場の問題にのぞいては、一般商工組合課
 長に付いて、ある程度設計の準備とが、研究
 方法にのぞいて、検討を進めておいたことが
 あり、ある程度設計を進めておいたことが
 市場の方で話し合われてきたことは、二つに
 分けて、市場として、どうも駐車場が重要だ
 と、駐車場がどうあるか建築する必要がある
 と、二つに分けて強くいわれた。駐車場をどう
 にかつた方がいいたとあり、市場の方から
 上げ、市場全体の下は全部駐車場にする
 中二階に、その上に市場を建てる、その
 相当の設備がかかること、駐車場の問題に
 ついて、どうも考え方が、設備が一つ、
 原則として、実際に市場として利用する
 住民に相当する数の駐車場を必要とする
 程度に構想を四角に描いておく、その
 中でも6月の予算に同じ金額で、4月
 のと同一に、ある程度建設をつめておく
 ことが、ある程度から仮設計をいれて、
 どの位かかるか、その後は仮に15ヶ月
 賦償還の場合、どの位かかるか、その
 考え方をお互いに話し合っていくこと、
 以上、この市場の問題に対しては、
 経済事業課にのぞいて、福祉課にも
 一般市民から、この問題に対しては、
 1セントの援助は必要
 はないから、そのうちから
 一般市民の組合として、
 どの程度か、そのうちから
 一般市民の組合として、
 どの程度か、そのうちから

8 番

4月上旬よりといたし、問が設計し。

市 長

ある程度、看回面をくわくわといふ意味
あり。

8 番

市場の方をいふが、～市長(口)

8 番

＝これは、どういふ問が回面を作らね
しやう。

市 長

一応の業者の意向も聞い加えたいとい
う意味にござります。＝それから一方的に
端合、市場のいりかたを、我々専門には
いりません、市場のいりかた(長方がい
りかた)市場の人達の考えを入れたとい
う意味にござります。

8 番

何人かの設計士の話を中。

市 長

仮りの回面をいふ。何人かの設計士
のいりかた。＝それが依頼する設計士。

281
施行するものは、出来はいいという標榜答弁が三
つある。その考え方がわかりにくい。又当初市長
の考えは知らずマスタープランの変更。その辺は部
課長にどの程度指示を与え、それを検討する
標榜の指示を与えられた。又進められたものは
どの程度作業が進んで知られたのか。その辺は
説明願います。

市長

マスタープランのことは、法的に決まってい
た問題ではない。その改正というこ
とも政府の都市計画法委員会に諮問したと思
います。一応その問題の今後の進め方について
は、新都市計法がまだ人権。それを従って一
応は進められたらいいかと思っております。
現在の考え方の進め方については、法的に従って
その問題の検討については、その進め方
については、今後については、その進め方
の問題については、その進め方

市審

市長の審議会の質疑に対して、新都市計
法と。その地主組合をつくらせ、その事業を
進められたという標榜答弁もその中に入れて
おきます。

市長

その進め方は、その進め方
。

市 長

区画整理の方のやりがいがいいです。

8 番

それから今現在どこどこ大体計画されてお
りですか。地主組合がつかうという指導も言っ
てお。

市 長

いや、どこどこと申し上げたい。現在が地主
組合が満足してないところは二つございまして。

8 番

着天向の旧松村組跡の地主が区画整理
したいという希望、市への申請、合意はされ
ているという話（は聞いている）ですが、その辺
は市長の知らないところ。

市 長

その問題については、ある程度市でも
考えたいと思います。一応は今の新設課の方へ
進めたいと思いますが、課長に説明させよう。

8 番

どの程度進んでいるか知りませんか。

新設課長

初めに申し上げたい。向うの方の地主18%は
まだ、市でも市費の時期はつかう。松村組の境

8 番

市史に所載中のとおり。先程の調査の所説
明に示すところ、松村組の貸借関係が6月以降
3ヶ月にわたって続いている。しかし次年度は、その事
業が出来ないという旨が返ってきた。
そのために、次年度予算に於いて、その計
画を修正し、実施計画を再考する必要がある。

市史

その部分の問題に対して把握して取り
かかると、検討していく必要がある。

8 番

これは、既に地盤は、4割掘削して、その後の
にもその系統をふかす。その吉永の段階をいそ
いで取りたい。その市史が地盤掘削をつくらせ
てもらうことは、今後やっつけたいという一ツ
の方針をもうけたい。そういふことを
早くその地盤を掘削助金をしなから、その
市史に於いて、その事業を進めたいと思
っている。

市史

この通りかどうかわからない。市史に
この問題に対しては、単独に扱いたい。

8 番

行政補助を減らすか、対象する人を変えるか。

市 長

区画整理の場合、政府補助もありまし。
一般のものに対しては、政府補助もありますが
その問題に対しては、どうも市の単独という
ことにはなぞがございませう。先きの問題の訂正
のたしなむ。

市 長

次年度の当初予算は、今うたを考案して
おられるかと。

市 長

一応都計課と相談いたしませう。親のど
か位にはございませう。そういうことも検討いたしませう
と、即答は出来かねます。

都計課長

お答え申し上げます。松村建設地域は、会社
の合併により、貸費地の相当とらけており
ます。約62,000ドンの貸費地と考案しておりますが、
地主は20人です。その貸費地を担保にしまして、
約30,000ドンを龍野市の方で景付いたいた
います。龍野市が特別交付をうけて、予算
上に計上するつもりです。その間を今考案して
おりますけれども、その中に技術的援助
のことも、設計関係、或いは土地の問題等
が、具体的にいたいたすことと考案して
おります。

議 長

次は6番の稲福大正君の問(2)の都計と
公有水道との関係の質問を許します。

6 番

都計課長にお尋ねします。只今も新城
の方への都計問題がありまして、選挙区にお
きまして、都計事業の問題で最近話(0)が
あります、お伺いしたいと思っております。
佐藤下西原の都計事業に関して、いつ頃
から推進いたしますか。大体の見通し(0)ありませ
うかとお尋ねします。

都計課長

先ほど御質問の内容が解りかかりますか。
区画整理地区(0)公園地区(0)。

6 番

都計事業を聞きますが、佐藤下西原の方は
区画整理地区(0)と知りませうか。都計事業
を推進する地区(0)と知りませうか。

都計課長

121. 佐藤下地区は区画整理地区(0)
と知りませうか。現在新都市計法(0)から
おこなう。専断的調査という面から今市(0)は
結論(0)。いつ頃(0)という着工の案は解りませ
うか。是非(0)お尋ねいたします。

新築調査

昨夏下地域の組合施行にて予定17通り
と7通り。1987年から1994年までの調査
です。

6 番

下は同じ17通り。本土復帰以前は
見込4通りと4通りと4通りです。

新築調査

見込4通りと4通りとは、不可能なため
見込通りです。

6 番

その場合です。復帰後になり
と。本土の農地法との関係があり
地主の方は大変不便を被り
ます。その地主組合もこの
独自に調査して
いたというふうな最近の
議論があり
ますが、その場合
に貴方がそのプランと
関係
する所の問題が
ないかと
思います。その
点も調査して
どういうふうな
見解を持
て
たり
ます。

新築調査

17。現在この地域は
区画街路も
整備
して
いる
ので、
その
中で
この
政村
の
都市
新築
調査
が
建築
の
規制
を
と
る
こと
です。

色々と
その
点
も
あ
る
し、
組合
施行
の
こと
です。

個人施行イヤリ大に申し出があり。よしから、
 一応これは首野清市氏の割申せつけたい。区画整
 理の組合せから、総合施行の認可と。個人イシ
 う個人施行の認可への申請書を出し。現段階
 は、新都計画法の策定が一先懸命にござります
 ない。政府の方は、認可はあつて早くつぎ、遅くする
 方は、申し出をすけ小ども、申請のついでに許可が
 下りたり着工したいがよいとせ人のぞ。

6 番

ようす。出来さだめの所協力を頼むの
 たいです。
 今ももう一ツ頼むたいです。都計の中公園計
 画のこともありたいから所説明願うたいです。

都計課長

現在このお話を私が申し上げようとする。二
 ちりの方は首野清市氏の10ヶ所の公園予定地が
 ござります。これをいかに施行すべきかというの
 は新法の新しい法律にござりまする小ども、公聴
 会を開きたい。市民の意見を都計計画に反映す
 るという面から市民の意思も聞きたい。公園制
 の制定をせんとく人談ふ。現段階から、公園
 指定地域が賃貸借もしいらぬ。建築の制限は
 ない知りす小ども。例せば永久構造物はな
 らぬ。容易に撤去できる木造の許可は知り
 せん小ども。やうに大規模公園施行のついで
 ちりの方は、これをいかにござりまする小ども。19
 92年度はつぎ計画にござりまする。

b 番

地域を指定し其を3日何ヶ所を指定する。

都計課長

10ヶ所あり、場所を説き上げたり。其の中上
下ありたり。前市長の時代に訂正の中にある
ものを発表しその誤り。

b 番

下より3ヶ所の面積を求め頼む。

都計課長

1番目の近隣公園としり。宇野高上後原と
安田原の一部をとり。41,200平方メートル
2番目の近隣公園としり。宇野高の西表
原山を指定する。面積22,000平方メートル。
3番目の近隣公園としり。神楽公園を指定する。面積4,600平方メートル。
4番目の宇野高記念堂の一部。面積を指定
する。面積2,500平方メートル。5番目
の宇野新城を指定する。面積を指定する。
新城の塔の橋の面積を指定する。面積1,800平方メートル。
7番目の宇野伊佐後原の一部。伊佐の碑文を指定する。面積5,600平方メートル。
8番目の宇野大山の嶽文
佐久原の一部。面積12,000平方メートル。面積は
兜籠公園としり。宇野大山の宇野原の一部と加
良原の一部を指定する。

発表したり。面積10ヶ所を甲し上げたり。

1. 初回: 個人の意見を聞いてもらう。その
の賛否はあくまで参考。その規制は出来るだけ
つくり今度の話をやる。本土話のやり方
は、個人ごとの意見。個人の意見を聞いて
おく。思いは、

6 番

今度の相違点を、どうにかうた
る。意見。

7 番

これは、今のやり方。意見は、
個人ごとの意見。個人ごとの意見。

6 番

これは、もっと話しを小さくして
高台の方。天竺の。高台の方。高台の方。
高台の方。高台の方。高台の方。

高台の方

高台の方。高台の方。高台の方。

6 番

これは、高台の方。高台の方。高台の方。

高台の方

これは、高台の方。高台の方。高台の方。

b 番

承諾と云う事は、かつたも云う事と云う事か。

翻る譯文

その事と云う事。

b 番

無償と云う事。その事。

翻る譯文

無償とはその事。

b 番

無償と個人財産を既に獲得した事と云う事か。

翻る譯文

それは、便所の場合も全部入って其の事。

b 番

既に用事と云う事。地主はいつの間にか、仕方なく承諾した事と云う事は、承諾した事と云う事か。しかしそれは個人財産を云う事。市の事と云う事と云う事と云う事。公衆の事と云う事。費用の事と云う事と云う事と云う事。費用の事と云う事と云う事と云う事。

翻る譯文。へ。よく解りました。

ら 審

市史といふ。これを建設した当時から数字に作り出す。その問題に対してどうお考えになりますか。

市 史

はっきりした事は解りませんが。この問題に対しては、数字の区民が誘致した人じやないかと思つた。その誘致は運輸の一生懸命の事といふ問題の歴史事業といふ。数字にプラスになるかという考え方から。

ら 審

いや。現時点に於いては。個人所有地をなくして。公共用地。施設をのこすという事。現時点に於いて。

市 史

その時々の契約に依り出す。現実にかつては。それを継続して行く人じやないかと思つた。

ら 審

別に資料はない。その後の調査の松の意をどうするかという考え方から。

市 史

理屈はよく考えられませんか。

ら 審

市史の。市民との対話を元々。よくするといふか

うらなうい初られまが。果い。≡わ同題の個人の
承諾が得られぬか。その。松は。不徳に思つたし
やせん。いすれと。わの。手。を。捐。手。に。い。新。公。を
物。に。す。と。と。思。ら。ま。い。その。果。一。つ。

議 案

休憩の時間 (午後6時)

議長

再開いたします（午後6時10分）

次は4番の天久盛雄君の1番と2番の質問を続けて許します。

4番

私の1番の質問を行ないます。1番の一般質問についてと「う」とです。非常に多い議題になっております。一般質問というのは、我々が公式の議会でございますが、市民から要望なり或いは市政の方向づけとか、そういうものを解る部分、或いは解らん部分を算して、反映させるといふ意味に過ぎずして、重要な事でありませぬ。我々が今期になってから2回の一般質問をやったのであります。当局は先程の何番さんからの質問の中でありましたか、そのとり方が十分でなと、当局は、と「う」のような指摘もあった訳であります。そこにおいて、過去一般質問を終った訳ですが、定例会のたぐいでありまして、そこにおいて、一般質問が終ってから検討するとか、或いは要望に答えるとか、或いは約束したとか、努力するとかと「う」のような言葉で非常にその一般質問を切りつけておられるようでありませぬ。一般質問が終りました。会期が終りました。これに対して、当局はど「う」取り組み方をされておられるか。一応、一般質問が終つて、これに対して、

議事を終つてからでも検討されたことか
あるかどうかですね。又検討するといふこ
とをやつたことがあるかどうか。これが一
般質問は、これは我々は終りに近
づいてやつてあるとんだから、質問のしつぱ
なして、自分が質問したのもどつた
かも解らん。又、当局もそれに対して、全然
答えてくれない。又、そういう形成もな
んだが、一体、一般質問を受けて、それを
検討したことがあるかどうか、それが聞か
せてもらふと思つてます。

市長

一般質問に対しては、その質問に対して
お答えした通りでござつてますが、予算に反
映するものが、予算に反映してあるものも
あると思つてます。例をば、質問をされても、
この質問に対して、実際にこの何年度にあ
いて、可能、不可能のものも沢山ござつて
ます。そういう意味にありますして、各議員さんか
ら出された一般質問に対しては、執
行部といたしましても十分従来も取り入
れて、実際に取り入れられるものは、取り
入れてありますし、又、予算があまり莫大の
ものに対しては、これは、時期が解決
していくんじゃないかと思つてます。

4番

そういう予算とか、そういうとんでなくて、或

24
いは、検討するとか、努力するとかというおぼ
んまりに、こつてはきりぬけておられるようで
すが、検討するにも、検討したかどうかは
解らない訳です。又、こういうものを調査
してあるということもただきりぬけたという
程度であって、例えは私だけが問題にお
いても、過去二回にわたって、キビ火田の焼
失の問題、或いは那覇市の下水道の問題、
或いはこの前、下水道の違法請負の問題と
か、或いは新土地調査で生じた軍用地内
の土地の問題とか、色々な問題を質問し
て検討するとかということも言われて、それな
りのつづりで、どうして検討したか、或
いは、どう処理したかという結果がまだ我
々にも一般質問をやったものの、まだはわ
かなくて来てない訳です。検討されたかど
うか、そこが私、非常に疑問に思ってお
る人ですが、ただ聞きっぱなしである、いや
しくもこの議会で議場で我々住民を代表
して質問をしてあるのでありますので、それに対
して、検討するならば十分なる検討、これはでき
るならできると、或いはこの事は努力するとかいう
ことであれば、こうなっておくということも次
の議会なりで報告があるべきだと思っております
が、もしも過去二回しかやっておりませんので、
今日も含めて、三回でありますか、今日の問
題におきまして、そういう検討するとか、或
いは、皆さんがこの問題はどうかと、取
り組んで、その結果をある程度知らせても